

## 半田市キャラクター商品化使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、半田市キャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用した商品等を製造、販売する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 半田市観光マスコットキャラクター「だし丸くん」
- (2) 新美南吉童話イメージキャラクター「ごん吉くん」

### (使用目的及び権利の所属)

第3条 キャラクターを使用した商品等の製造・販売は、半田市（以下「市」という。）のイメージアップ、キャラクターのPR及び地域の経済活性化に寄与することを目的としなければならない。

2 キャラクターに関する一切の権利は市に属する。

### (対象)

第4条 キャラクターを使用した商品等を製造、販売しようとする者は、事業所又は団体であることとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業所又は団体以外の者であっても、市長が認めた場合は、キャラクターを使用した商品等を製造、販売できるものとする。

### (申請)

第5条 キャラクターを使用した商品等を製造、販売しようとする者は、あらかじめ市長による承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市キャラクター商品化使用申請書（様式第1）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (承認)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その申請の内容を審査し、適正と認めた場合は使用の承認（以下「使用承認」という。）を行い、申請者に半田市キャラクター商品化使用承認書（様式第2）により通知する。

- 2 前項及び第11条第2項に規定する審査は、別に定める半田市キャラクター商品化使用取扱審査委員会設置要綱に基づく半田市キャラクター商品化使用取扱審査委員会が行うものとする。
- 3 市長が必要と認めるときには、第1項の使用承認に際して、キャラクターの使用方法等についての条件を付することができる。

#### (使用承認の制限)

第7条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用承認をしないものとする。

- (1) 第3条の使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) キャラクター又は市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (8) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) キャラクターのデザインを変更、改変するとき。
- (10) キャラクターのデザインを使用することなく、名称のみを使用するとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

#### (誓約)

第8条 第6条の規定により使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、市長に誓約書（様式第3）を提出するものとする。

#### (使用料)

第9条 キャラクターの使用料は、無料とする。

#### (使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された商品等及びその販促物にのみ使用すること。
- (2) 当該使用に係る商品等の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。

- (3) 第6条の規定により使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 商品等の使用、宣伝又は広告に際して、キャラクターのイラスト及びロゴ並びに承認番号を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

#### (使用承認内容の変更)

- 第11条 使用者が使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、半田市キャラクター商品化使用変更届（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の変更届を受理したときには、その内容を審査し、適正と認めた場合は、これを承認し、半田市キャラクター商品化使用変更承認書（様式第5）により通知する。

#### (使用承認の取消)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。
- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
  - (2) 使用者が第6条の使用承認に付した条件に違反したとき。
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
  - (4) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (5) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められたとき。
- 2 前項の規定により、使用承認を取り消されたときにおいて使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。
  - 3 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

#### (使用の非独占性等)

- 第13条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

#### (経費等の負担)

- 第14条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

#### (損失補償等の責任)

第15条 市は、キャラクターの使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

#### (地位の承継)

第16条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

#### (使用承認の状況等の公表)

第17条 市は、キャラクターの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用承認の状況等について情報を公表することができる。

#### (事務)

第18条 この要綱に関する事務は、経済課が行う。

#### (その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。